

## 社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業について

主な対象者などは下表のとおりです。下表に該当する場合であっても利用施設等が本事業を実施していない場合がありますので実施の有無につきましてはご利用先の施設などにご確認をお願いいたします。

	生 計 困 難 者	生 活 保 護 受 給 者
対象者	住民税非課税で、次の要件を <b>全て</b> 満たして市町村が認める者 ①年間収入が 150 万円以下（世帯員 1 人ごとに 50 万円を加算） ②預貯金等が 350 万円以下の方（世帯員 1 人ごとに 100 万円を加算） ③日常生活に供する資産以外に資産がない ④負担能力のある親族等に扶養されていない ⑤介護保険料を滞納していない	生活保護受給者
軽減対象となりうるサービス (介護予防サービスも含む。)	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、第一号訪問事業及び通所事業のうち介護予防給付に相当するもので自己負担割合が保険給付と同様のもの	短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス
軽減割合	原則 1 / 4（老齢福祉年金受給者は 1 / 2）	全額 但し（介護予防）特定入所者介護サービス費支給後の金額
軽減の概要	対象サービス利用時の 1 割自己負担額 <b>食費・居住費（滞在費）は（介護予防）特定入所者介護サービス費が支給されている場合に限り適用</b>	対象サービス利用時の 1 割自己負担額、食費については生活保護の対象、多床室は（介護予防）特定入所者介護サービス費の対象となるため、本事業の対象となる部分は、上記のサービスに係る個室料金に限る。